

有楽町朝日スクエア利用規定

(お申し込みの前に必ずお読みください)

有楽町朝日スクエア(以下「スクエア」)の利用をご希望の方は、本利用規定をあらかじめご了解の上、以下の通りお申し込みください。宗教的、政治的活動、債権者会議、ネズミ講、マルチ商法その他これに類する商取引に関する活動、暴力団および反社会的団体の、その他、スクエアを運営管理する有楽町朝日ホール(以下「当ホール」)が不適当と認める催しのための利用は、お断りいたします。

<申し込みの流れ>

- ご利用希望日の6カ月前の月の1日(ただしホール、ギャラリーと連動してご利用の場合は1年前)から受け付けます。お電話またはご来館いただき、ご利用希望日の予約状況をご確認ください。その際に所定の利用企画書用紙をお渡ししますので(お電話の方には郵送いたします)、必要事項をご記入の上、1週間以内(当ホール事務室までご提出ください。初めてご利用の場合は、主催者・運営業者及び申込者の会社概要または団体案内などを併せてご提出ください。なお、連続でご利用の場合は6日間以内に限り、申し込み受付時間は午前10時から午後6時までです。ご利用希望日の1カ月前で申し込みを締め切ります。
- 利用企画書の受領後、当ホールでご利用の可否を決定して連絡いたします。当ホールより応諾の連絡を差し上げた日から1週間以内(利用日が迫っている場合はこの限りではなく、速やかに)に利用可否かを決定してお知らせください。ご利用決定のお知らせをいただき次第、利用申込(契約)書用紙をお送りしますので、1週間以内に必要事項をご記入の上ご提出ください。提出が遅れますと、ご利用できない場合があります。
- 当ホールが利用申込(契約)書を受領確認した時点で利用契約の成立となります。受領確認後、基本利用料(契約金)の請求書をお送りしますので、請求書記載の期日までに指定口座へお振り込みください。期日までにお振り込みがない場合は、解約扱いとし、下記記載の解約料を申し受けます。
- 契約成立後であっても、本利用規定に反し、または反する恐れがあるなど、当ホールが不適当と認める状況が生じた場合には、当ホールの裁量により、契約を取り消しまたは解除することがあります。この場合、既に受領済みの基本利用料はお返しいたしません。
- 付帯設備利用料は当ホール利用後に請求書をお送りしますので、所定の期日までにお振り込みください。
- 基本利用料、付帯設備利用料とも銀行振込でお願いします。振込手数料はご利用者側でご負担ください。

<利用時間及び料金>

- ご利用区分の時間及び利用料は下表(パンフレット・HPも併せてご参照ください)の通りです。
- ご利用時間には、当ホールによる仕込み(貸し出し備品の設置など)時間、主催者による会場の準備、後片付け、搬出に要する時間も含まれます。

有楽町朝日スクエア基本利用料 (消費税10%込み)

室名	午前・午後 9:00～16:30	午後・夜間 13:00～21:00	全日 9:00～21:00
A	88,000円	103,400円	123,200円
B	105,600円	123,200円	145,200円
C	88,000円	103,400円	123,200円
ABC	236,500円	275,000円	335,500円

<解約及び変更>

解約及び変更を希望される場合は電話連絡後、文書で早めにご連絡ください。契約後の解約及び変更は解約料を次の基準で申し受けます。なお解約の時点で当ホールが既に負担をしている実費がある場合は、別途請求させていただきます。

- ご利用日の16日以前……基本利用料の50%
- ご利用日の15日以内……基本利用料の全額

<契約の取り消し>

次の場合は利用契約を取り消し、利用を中止させていただきます。その際の損害は一切負いません。基本利用料はお返しいたしません。

- 利用企画書ならびに利用申込(契約)書に記載した利用目的や本利用規定に反したとき。また、必要事項の記入がないとき。その他虚偽の記載があったとき。
- 利用の権利を譲渡したり転貸したりしたとき。
- スクエア及び付属の施設に混乱または危険が予想されるとき。
- その他管理・運営上、支障を生じるなど当ホールが不適当と認めたとき。
- 主催者・催事関係者が暴力団・暴力団関係者、反社会的団体及びその関係者であることが判明したとき(催告なく契約を解除します)。

<不可抗力による変更など>

ご利用者の責によらない不測の事故、災害などのために利用が困難になった場合は、以下の通りとします。

- ご希望により可能な限り開催日変更の取り扱いはいたしますが、そのために生じた損害の賠償はいたしません。
- 基本利用料は原則としてお返しいたしません。

<関係機関への届け出>

スクエア利用が許可された場合の関係官庁などへの諸届け出についての必要な手続きをご利用者の責任において行ってください。届け出不備により開催が不可能になっても、当ホールは責任を負いません。許可された届け出のコピーを1部ご提出ください。なお、下記に定める各号の手続きは、ご利用に必要なすべての手続きを網羅するものではありません。

- 催し物の開催届、禁止行為の解除承認申請書、基準の特例等適用申請書など
丸の内消防署有楽町出張所 03(3213)0119
- 集会許可申請書
丸の内警察署 03(3213)0110
- 楽曲使用の場合(BGM利用に限る)
日本音楽著作権協会(東京支部) 03(5157)1161
- 試飲・試食届など
千代田保健所 03(5211)8161
- その他必要な手続き・届け出

<利用前の打ち合わせ>

催し物を円滑に進行させるため、ご利用日の10日前までに、当ホールにお越しいただき詳細な打ち合わせを行ってください。なお、特殊な設備の搬入や持ち込み機材などで組み立てる構造物が必要な催しは、原則としてお断りします。レイアウト、収容員数によっては消防法によりご希望に沿えない場合がありますので、お早めにご相談ください。

<皇室関係者及び要人等が出席される場合>

警備・消防との打ち合わせが必要になりますので、申し込み時、または利用日の1カ月前までに当ホールまでご連絡ください。また、警備・その他の費用を負担していただくことがあります。

<利用当日>

- ご利用責任者は、当ホール到着後すぐにホール事務室にお越しください。
- 開場前及び開場後の観客などの整理誘導、受付・案内、携帯品の預かりと管理、出演関係者などへの対応は、主催者側の責任で行ってください。盗難、紛失などに関して当ホールでは一切の責任を負いません。
- 当ホール利用中に発生した人的・物的損害についての賠償は主催者側でご負担願います。当ホールでは一切の責任を負いません。
- 施設の利用状況を把握するため、適宜、施設内を巡視その他の方法によりモニターする場合があります。また、当ホールが必要と判断した場合には、何ら断りなしに施設内の様子を録音・録画その他の方法により記録させていただきます。
- 前項により、利用申し込み時の申請と異なる利用がなされているなど、不適切な状況が認められた場合には、当ホールは自己の裁量により、直ちに施設の返却及び原状回復を求めることができるものとし、次回以降のご利用申し込みをお断りさせていただきます。また、既に次回以降のご利用申し込みがなされている場合であっても、当ホールの裁量によりこれを解除することができるものとなります。
- 利用時間の変更または延長は原則としてできません。やむを得ず延長が必要な場合は、別途延長料及びそれに伴う時間外人件費を申し受けます。ただしその後の催しに支障がないと認めた場合に限りです。

<利用終了時>

- ご利用が終わりましたら当ホール事務室にご連絡ください。その際、必ず設備を原状に戻し当ホール側の確認を受けてください。貸し出し器具類は当ホール側立ち会いの上で返却してください。
- ご利用中に建物、諸設備及び器具を破損、または紛失された場合には、再調達に要する実費で補償していただきます。

<施設利用上のお願ひ>

- 当ホールは全館禁煙です。
- 看板、案内板、ポスター類の掲示は当ホールの指示に従い、指定の場所以外では遠慮ください。扉、柱、壁などへの張り紙、くぎ、びょう打ちなどは禁止します。看板、案内板の掲示はご利用当日に限ります。催しが終わり次第、主催者の責任で撤去してください。
- 火気、スモーク、ドライアイスなどはお使いいただけません。当ホールへの危険物、その他瓶・缶類の持ち込みも固くお断りします。
- 盲導犬、聴導犬、介助犬以外の動物は施設への入場をお断りします。
- BGM以外の音楽使用(楽器演奏など)はお断りします。
- パーティー、試食、収録・中継・配信などを行う場合は、別に定める料金をお納めください。
- 試飲・試食を行う場合は、千代田保健所に書類の提出が必要になります(品目によってはホールの判断でお断りすることもあります)。調理器具の持ち込み・調理行為、飲食の営業はできません。

<その他>

- 物品の販売、録音・録画、寄付、募金などは当ホールの事前承認を得てください。なお番組制作などで前述の行為をなす場合は、別に定める料金をお納めください。
- 利用目的以外のチラシなどの配布はお断りします。
- 火災その他の災害に備え、非常口・消火設備などの周りに物を置かないでください。また万が一の場合における緊急避難の措置、誘導方法についてはあらかじめ当ホールにご確認の上、備えてください。
- 当ホール専用の駐車場はありません。ビル地下駐車場を有料で利用できます。搬入・搬出などで駐車場が必要な場合は、あらかじめホール事務室にご連絡ください。
- 基本利用料、付帯設備利用料、解約料、その他お客様が当ホールに対して負担しなくてはならない債務が当ホールの指定した期日までに履行されなかった場合、当ホールはその金額に対して年14.7%の割合で算定した遅延金(日割り計算による)のお支払いを申し受けることがあります。

* 本利用規定は2022年1月現在のものです。予告なく変更する場合がございます。